

町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第20条の2第2項中「第145条」を「第144条の8」に改める。

第26条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第102条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日まで」を「納期限内」に改める。

第128条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日まで」を「納期限内」に改める。

附則第3条の2の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第7条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第22条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第25条第4項の規定による申告書の提出（第26条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、

同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第8条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に

改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条第2項及び第26条の3第4項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成28年1月1日

(2) 第20条の2、附則第3条の2の2第1項及び附則第14条の2の改正規定並びに附則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）第16条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第7条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第8条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の町田市市税条例附則第14条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第81条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第84条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第84条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地
---------	----------	---

		方税法施行規則」とい う。) 第 4 8 号の 5 様式
第 8 4 条第 2 項	第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方 税法施行規則第 4 8 号の 6 様式
第 8 4 条第 3 項	第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の地方 税法施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 8 4 条第 4 項	第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方 税法施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

4 平成 2 8 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 7 8 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 5 2 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡した

ものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 430 円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定により申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 9 条、第 84 条第 4 項及び第 5 項、第 86 条の 2 並びに第 87 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条各号列記以外の部分	第 84 条第 1 項若しくは第 2 項	町田市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年 10 月町田市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 4 条第 6 項
第 9 条第 2 号	第 84 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 4 条第 5 項
第 9 条第 3 号	第 38 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 84 条第 1	平成 27 年改正条例附則第 4 条第 6 項の納期限

	項若しくは第 2 項の申告書、第 102 条第 1 項又は第 120 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書でその提出期限	
第 84 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 20 条第 4 項の規定
第 84 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 4 条第 6 項
第 86 条の 2 第 1 項	第 84 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 4 条第 5 項
	当該各項	同項
第 87 条第 2 項	第 84 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 4 条第 6 項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 85 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 84 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければ

ならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項

第7項の表第9条各号列記以外の部分の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第84条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第84条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第86条の2第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第87条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ

税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第9条各号列記以外の部分の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第84条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第84条第5	附則第4条第6項	附則第4条第12項にお

項の項		いて準用する同条第6項
第7項の表第86条の2 第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第87条第2 項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4

		項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第9条各号列記以外の部分の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第84条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第84条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第86条の2第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第87条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第72条第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。)により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から6箇月の期間の末日)の現況により、法人が解散(合併による解散を除く。以下本節において同じ。)した場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあっては、その解散の日の現況による。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第26条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところ</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>3～6 略</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第72条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。)により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から6箇月の期間の末日)の現況により、法人が解散(合併による解散を除く。以下本節において同じ。)した場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあっては、その解散の日の現況による。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第26条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところ</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>により、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第102条の3 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限内</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(事業所税の減免)</p> <p>第128条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するもののうち市長において必要があると認めるものについては、事業所税を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、<u>納期限内</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条の2の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められ</p>	<p>により、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第102条の3 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日まで</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(事業所税の減免)</p> <p>第128条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当するもののうち市長において必要があると認めるものについては、事業所税を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日まで</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条の2の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められ</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第41条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第41条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第41条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合が年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につ</p>	<p>る商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第41条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第41条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第41条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合が年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につ</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>き租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</u></p> <p><u>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第22条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第25条第4項の規定による申告書の提出(第26条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1</u></p>	<p>き租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>第7条 削除</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に定めるところにより控除すべき額を、第22条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～5 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条の8第4項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>第14条の2 削除</u></p>	<p>6 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>(たばこ税の税率の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第81条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第84条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</u></p>